

COVID-19（新型コロナウイルス感染症） ガイドンス

当州において急増している COVID 症例の感染拡大を遅らせ、病院および医療システムの医療崩壊を引き起こさないようにするために、公衆衛生を守るための非常に困難ではありますが必要な措置を講じているところです。

この措置により、多くの企業が財政的に苦しい状態に陥ることを認識しており、知事およびスタッフはその影響を緩和する方法を模索しているところです。

- 11月16日（月）午前0時から12月14日（月）まで、ワシントン州の全ての郡において、以下の制限が解除されます。

特に断りのない限り、11月16日（月）午前0時よりすべての郡で制限の変更内容が有効となります。活動が記載されていない場合は、現行のガイドンスに従うこととなります。すべてのK-12/高等教育、医療、保育は新たな制限事項から免除され、現行のガイドンスに従うこととなります。これらの制限事項は、裁判所および司法機関関連の手続きには適用されません。

1. **世帯以外の人々との屋内における社交的な集まりは、その人が (a) 社交的な集まりの14日前から隔離されている場合、または (b) 社交的な集まりの7日前から隔離されており、社交的な集まりの48時間以前に COVID-19 の検査結果が陰性であった場合を除き、禁止されます。**世帯とは、同じ住所に住む個人と定義されません。
2. **屋外における社交的な集まりは、世帯以外の5人までとします。**
3. **レストランおよびバーの屋内での食事サービスは閉鎖となります。**屋外での食事は、屋外での食事に関するガイドンスにある要求事項を遵守する必要があることを条件に、屋外での食事および持ち帰りサービスが許可されます。屋外での食事のテーブルサイズは最大5名までに制限されます。これらのレストランおよびバーにおける制限事項の改訂内容は、2020年11月18日（水）午前12時1分より有効となります。
4. **フィットネス施設およびジムの屋内での営業は閉鎖となります。**屋外でのフィットネスクラスは許可されますが、上記の屋外での社交的な集まりに関する制限事項の対象となり、制限があります。
5. **ボウリングセンターは屋内営業のため閉鎖されます。**
6. **不特定多数の人が集まる会場：**すべての小売活動およびビジネス会議は禁止されます。リモート開催できない専門的な研修および試験、ならびに裁判所および司法機関関連のすべての手続きのみ許可されます。各会議室の利用人数は、屋内収容人数の25%または100名のいずれか少ない方に制限されます。

- 不特定多数の人が集まる会場とは、コンベンション/会議センター、ホテル内の指定された会議スペース、イベントセンター、催事会場、スポーツアリーナ、非営利施設、または実質的にこれらに類似した会場を含みます。
7. **映画館**は屋内営業のため閉鎖されます。ドライブイン型の映画館は許可されますが、引き続き現在のドライブイン型の映画館に関するガイダンスに従う必要があります。
 8. **博物館/動物園/水族館**は屋内営業のため閉鎖されます。
 9. **不動産**：一般公開は禁止されます。
 10. **冠婚葬祭**：冠婚葬祭は30名以下に制限されます。屋内での披露宴、通夜、またはこれらの儀式に併せて行われる同様の集まりは禁止されます。
 11. **店内での小売業**は、屋内収容人数の25%に制限され、フードコートなどの一般的/大人数が集まる座席エリアおよび屋内の食事施設は閉鎖されます。
 12. **礼拝**は、屋内での収容人数の25%、または200人以下のいずれか少ない方に制限されます。信徒団のメンバー/参加者は、常にフェイスカバーを着用する必要があり、集まった人たちによる歌唱は禁止されます。聖歌隊、バンド、アンサンブルは礼拝中に演奏してはいけません。声楽または器楽のソリストによる演奏は許可され、声楽のソリストには一人の伴奏者をつけることができます。屋外での礼拝は、[こちら](#)に記載されている、組織または施設に適用される屋外での食事に関するガイダンスに従う必要があります。
 13. **専門的なサービス**は、従業員は極力在宅勤務を行い、可能であればオフィスを一般の人に公開しないようにすることが義務付けられます。開放したままにする必要があるオフィスは、屋内での収容人数の25%までに制限する必要があります。
 14. **個人向けサービス**は屋内での収容人数の25%までに制限されます。
 - 個人向けサービスの提供者には、美容師、化粧品検査、ヘアスタイリスト、理容師、エステティシャン、マスターエステティシャン、ネイリスト、ネイルサロンワーカー、電気技師、パーマメントメイクアップアーティスト、日焼けサロン、タトゥーアーティストが含まれます。
 15. **長期介護施設**：屋外での面会は許可されます。屋内での面会は禁止されますが、要支援者および終末期の介護の個人的な例外は認められます。また、これらの制限事項は、Proclamation 20-74（以下参照）の施設にも拡大されます。面会者を許可するためのすべての暫定基準を含む、Proclamations 20-66（以下参照）および20-74（以下参照）の他のすべての規定は、引き続き有効となります。
 16. **青少年および成人のスポーツ活動**：屋内での活動およびすべての競技・試合は禁止されます。屋外での活動は、チーム内での練習のみに限定され、すべてのコーチ、ボランティア、アスリートは常にフェイスカバーを着用する必要があります。